

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します！

平成21年5月までに

# 裁判員制度

がはじまります！



ここからはじまる！裁判員制度

## Q & A

**Q** 裁判員制度とは、どのようなものですか？

**A** 裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として殺人罪等の重大な事件について刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

**Q** なぜ導入されるのですか？

**A** 国民のみなさんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない国民の感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。



**Q** 裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

**A** 次のような仕事をするようになります。

### ①公判に出席する（公開）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といいます。)に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、提出された証拠物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

### ②評議、評決をする（非公開）

証拠を全て調べたのち、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。

### ③判決宣告（公開）

評議内容が決まると、裁判官と裁判員が法廷に臨み、裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/> を参考にしてください。また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っています。あわせてご覧ください。